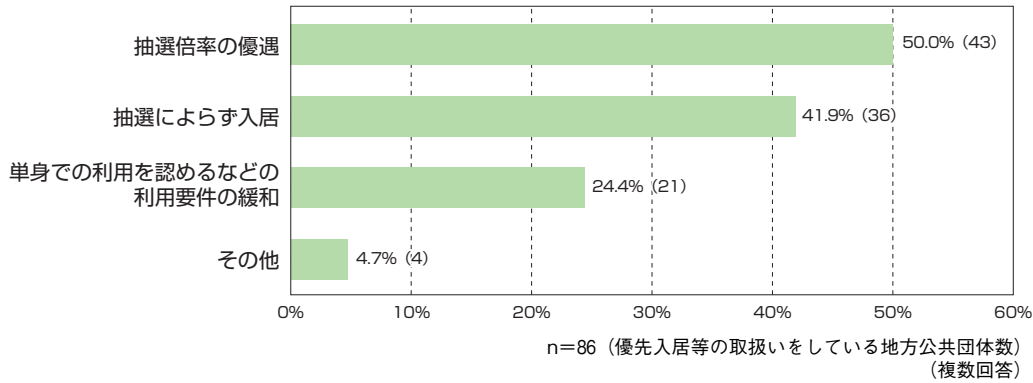


公営住宅への入居に関し犯罪被害者等に配慮した取扱いの内容



(5) その他の取組

医療費・生活資金等の貸付け、家事・育児の支援、弁護士による法律相談、臨床心理士等によるカウンセリングなど、少数ではあるが、犯罪被害者等を支援するための各種取組を行う例が見られる。

犯罪被害者等支援に関して実施しているその他の取組

	都道府県 (47)	政令 指定都市 (18)	市町村 (1,780)	合計 (1,845)
医療費・生活資金等の貸付	2	0	12	14
臨床心理士等によるカウンセリング	6	0	2	8
弁護士による法律相談 (県民向け一般の法律相談制度を除く)	3	0	38	41

2 地方公共団体による先進的な取組事例

地方公共団体において様々な独自の工夫を行う例が見られるところであり、総合的な犯罪被害者支援条例を制定し、先進的な取組を行っている例を紹介する。

(1) 神奈川県

平成21年6月に、神奈川県犯罪被害者等支援条例に基づいて「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を開設し、県、警察、民間支援団体（特定非営利活動法人神奈川被害者支援センター）の三者が一体となった窓口を設置した。犯罪被害者等からの相談を受けた後、県、警察、民間支援団体の三者で今後どういう支援をしていくかを決める支援調整会議を行い、犯罪被害者等の支援ニーズに速やかに対応している。

かながわ犯罪被害者サポートステーション



支援調整会議



(2) 東京都杉並区

窓口で相談に対応するだけでなく、事案によっては、職員が、警察署、裁判所、病院等への付き添いを行う。また、区が高齢者用として借り上げている民間アパートを活用し、

緊急に転居が必要な犯罪被害者等に一時的（原則として6か月以内であるが、特別の理由がある場合は延長可）に提供している。また、ホームヘルパーの派遣、無利子貸付（30万円以内）なども行っている。

犯罪被害者支援とは・・・

犯罪の被害を受けた方、そのご家族・ご遺族は、命を奪われる、身体を傷つけられる、財産を奪われるなどの身体的な被害だけでなく、被害に生ずる精神的な苦痛や身体的な不調、道義や倫理の精神的・肉体的負担、周囲の人々の無責任なうわさや中傷、報道等によるプライバシーの侵害など、二次的な被害にも苦しめられています。しかし、犯罪被害者等の多くは、これまで十分な支援を受けられず、深刻な状況におかれています。

そこで杉並区では、犯罪被害者等を支援するため、平成17年10月に「杉並区犯罪被害者等支援条例」を制定し、18年4月から支援を行っています。

条例では、犯罪被害者等の基本的な人権の保障を第一に、プライバシーに最大限配慮し、心身の苦痛と生活上の不利益などの軽減を図り、平穏な生活を取り戻すまでの間、適切に介入することとしています。

また、区は区民や事業者に対して支援の理解を広げること、一方、区民や事業者には被害者の苦痛や不利益を理解すること、二次的な被害を防止することを義務付けています。

誰もが犯罪による被害者になる可能性があります。被害者の立場に立ち考え、支えたいことが、いま私たちに求められています。

身近な区民による支援を進めるために・・・

犯罪の被害を受けた方、そのご家族・ご遺族の多くは、被害者から、気持ちを受け、またたく受け入れてくれる話し相手や相談相手が必要としています。

そこで区は、犯罪被害者等への区民の理解を深め、身近な区民による支援を進めるために、「さなぎ地域大学」に「犯罪被害者支援講座」を設け、「犯罪被害者支援員」の養成を行いました。

「犯罪被害者支援員」の方には、警察・裁判所・病院等への付き添い、家庭での話し相手のほか、広報・啓発活動などにボランティアとしてご協力いただいています。

杉並区犯罪被害者等支援条例

【目的】 第一条 この条例は、杉並区（以下「区」という。）における犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、支援のための施策の整備に関する事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害等の軽減及び回復に資することを目的とする。

【定義】 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号ごとの定めるところによる。

一 犯罪等 犯罪（刑法（明治四十一年法律第四十九号）第三十七条第一項本文、第三十九条第一項又は第四十一條の規定により罰せられない行為を含むものとする。）及びこれに準ずる身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

二 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族で、区内に住所を有するものをいう。

三 関係機関等 警察等及び地方公共団体の機関、犯罪被害者等の支援に係る公共的団体及び民間の団体の組織その他の組織をいう。

【基本理念】 第三条 犯罪被害者等の支援は、基本的人権を保障することとする。犯罪被害者等が受けた心身の苦痛及び生活上の不利益等の軽減に資するものとする。

四 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、犯罪被害者等の被害等の状況及び生活への影響その他の事情に応じ、適切に対応することとする。

五 犯罪被害者等の支援は、その権利において、犯罪被害者等の死又は生活の手段を喪失することにより行われるときは、犯罪被害者等の支援に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われなければならない。

【区の責務】 第四条 区は、犯罪被害者等の支援に当たっては、国及び東京都との適切な役割分担を踏まえ、総合かつ体系的な支援を行う責務を有する。

五 区は、区民及び事業者（以下「区民等」という。）に対し、区及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する施策を周知し、犯罪被害者等の支援についての理解を深めるための施策を講ずる責務を有する。

【区民等の責務】 第五条 区民等は、犯罪被害者等の受けた心身の苦痛及び生活上の不利益等に対する理解その他の理由による活動から生ずる二次的な被害の発生防止に配慮するよう努めなければならない。

六 区民等は、区及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。

【相談及び調整】 第六条
【住居の提供】 第七条
【日常生活の支援】 第八条
【経済的支援】 第九条

【支援体制の整備】 第十条 区は、区に協力して犯罪被害者等の支援を行う者を養成する等、地域における犯罪被害者等の支援体制を構築するために必要な施策を講ずるものとする。

【支援を行わないこととできる場合】 第十一条 区は、犯罪被害者等が犯罪等を発生した場合で、支援を行うことが社会通念上適切でない認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないこととする。

【関係機関等との連携協力】 第十二条 区は、行政で効果的な犯罪被害者等の支援を行うため、関係機関等との連携協力に努めなければならない。

【委任】 第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

犯罪による被害を受けた方へ

明日の笑顔のために

杉並区役所 犯罪被害者総合支援窓口

ひとりで悩まず、ご相談ください。

— 相談専用電話 —

03(5307)0620 直通

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
杉並区民生活部管理課
男女共同・犯罪被害者支援課（区役所西棟7階）
FAX: 03 (5307) 0681

杉並区では犯罪の被害にあわれた方やそのご家族・ご遺族への総合的な支援を行っています。

相談・情報提供 (条例第6条)

電話や面談などにより相談に応じ助言や情報提供を行います。

ひとりで悩まないで、お気軽にご相談ください。

犯罪被害者総合支援窓口

専用電話: **03(5307)0620 直通**

受付時間: 月曜～金曜日(休日を除く)
午前8時30分～午後5時

場 所: 杉並区役所西棟7階

手続等の補助・付添 (条例第8条)

関係部署・機関・団体などとの調整・各種手続きの手伝いのほか、警察署・裁判所・病院などへの付き添いを行います。

一時的利用住宅の提供 (条例第7条)

次のいずれかに該当する被害者等に一時的に住居を提供します。

- 再被害の可能性があり、緊急に転居が必要である
- 従前の住居が犯罪現場となったことにより、当該住居に居住することが困難である
- その他、犯罪等により従前の住居に居住することが困難である

●利用期間内:
・6か月以内(ただし、特別の理由がある場合は延長可)

●利用料:
・世帯の収入による(利用期間が10日未満の場合は免除。ただし、光熱水費は自己負担)

日常生活への支援 (条例第9条)

次のいずれかに該当する被害者等に、犯罪被害者支援に理解のあるヘルパーを派遣します。

- 犯罪等により生じた傷病又は精神的苦痛により、家事及び育児等が困難である
- 犯罪被害者等の介助等のため、家事及び育児等が困難である

●支援内容:
・家事支援: 調理、衣類の洗濯、住居の掃除、生活必需品の買物、送迎等の介助等

・育児支援: 食事の世話、衣類の洗濯、住居の掃除、育児、保育園等の送迎等

●派遣時間:
・家事支援: 1日3時間以内

・育児支援: 1日2時間以上1時間単位で8時間以内

●利用料: 所得により一部負担

資金の貸付 (条例第10条)

犯罪などにより収入が絶たれたり、多額の治療費が必要になった場合に、応急に必要な資金をお貸しします。

- 杉並区応急小口貸付条例施行規則で定める収入基準以下の方
- 区内に3か月以上住んでいる方
- 連帯保証人が立てられる方(10万円以内の場合は不要)

●貸付額: 30万円以内

●利 子: 無利子

●償 還: 6か月一括返済後償還

- ・10万円以内は10か月以内
- ・10万円を超え20万円以内は20か月以内
- ・20万円を超え30万円以内は30か月以内

●具体的な支援を行う場合は、区内に住所があり、警察署への被害届を提出しているなど、客観的に被害者であることを確認させていただきます。

(3) 大阪府摂津市

見舞金（遺族見舞金30万円、傷害見舞金10万円）の支給のほか、転居費用の補助、刑事裁判へ被害者が参加する際に要する旅費の補助を行っている。転居費用の補助は、家賃に

ついて、生活保護制度における住宅扶助基準以内の額を6か月以内、敷金について、20万円を限度として補助するものである。また、これらの経済的支援以外にも、ホームヘルパーの派遣なども行っている。

相談室の様子



犯罪被害者等専用の相談室



相談室には通常入口の他、人目につかずに出入りできる裏口がある

主な支援の内容

4 家賃等を補助します。

5 就業の支援を行います。

6 裁判参加旅費を補助します。

犯罪被害者支援相談窓口

06-6941-0030 (プッシュ自動専用) #9110

06-6941-0110

06-6772-7867

06-6937-2110

06-6941-1166

06-6949-6022

06-6946-7890

06-6380-0049

06-6943-7076

06-6389-3526

06-6774-6365

犯罪の被害にお悩みの方へ

犯罪被害者等支援

少しでも早く
平穏な生活が回復できるよう
応援します

摂津市生活環境部自治振興課

制度の趣旨

主な支援の内容

1 相談・情報提供などを行います。

2 見舞金を支給します。

3 日常生活の支援を行います。

<犯罪被害者等相談窓口>

専用電話：06-6383-1133

受付：月～金(祝祭日・休日を除く)
午前9時～午後4時

場所：摂津市役所新館2階 自治振興課内